

令和8年度 委 託 仕 様 書

委 託 名 エレベーター保守点検業務委託

委 託 箇 所 新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）

委 託 大 要

委託期間： 令和8年4月1日～令和9年3月31日

委託内容： 新河岸川水循環センター管理本館用エレベーターの定期点検業務、緊急点検業務及び遠隔監視等一式(POG)

設備概要： ロープ式乗用エレベーター(停電時自動着床装置・地震時管制運転装置付)1基、速度60m/min、11人乗り、3床

特 記 仕 様 書

委 託 名 エレベーター保守点検業務委託
委託箇所 新河岸川水循環センター（和光市新倉地内）
委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

公益財団法人埼玉県下水道公社

- 1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。
- 2 概要 本委託は、新河岸川水循環センター管理本館におけるエレベーター及び、その付帯設備の機能を正常に作動させるための、定期点検業務、緊急点検業務及び遠隔監視等一式（POG）とする。
- 3 対象機器 本委託の対象機器は、次のとおりとする。
- | | | |
|------|-------------|----------------------|
| | 管理本館用エレベーター | 1基 |
| 形式 | 乗用（機械室レス式） | |
| 仕様 | 積載量 | 750kg |
| | 定員 | 11名 |
| | 速度 | 60m/min |
| | 制御方式 | インバータ制御 |
| | 運転方式 | 乗合全自動運転方式 |
| | 非常停止 | 地震時管制運転
停電時自動着床装置 |
| 製造年 | 2003年製 | |
| 製造会社 | フジテック株式会社 | |
- 4 有資格者の届出 (1) 現場代理人は、次のいずれかの資格を有するものとし、（一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者）資格の写しを添えた書面を現場代理人通知書に添付し提出する。
- 5 定期点検業務 (1) 定期点検業務は、計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を月1回、実施するものとする（POG契約）。また、消耗部品として別表に掲げるものについては受託者の負担とする。
(2) 前項の点検業務は建築基準法に基づく点検を行うものとし、有資格者が行わなければならない。
(3) 定期検査は特定行政庁に提出する標準報告書で提出する。
- 6 遠隔監視業務 (1) 遠隔監視は委託期間を通じ24時間行う。
(2) 監視項目は以下のとおりとする。
ア電源異常

イ 起動不能

ウ 閉じ込め故障

(3) 閉じ込め事故等の非常時に、エレベーターかご内と中央監視等との間で直接通話ができるようにする。

7 遠隔点検業務

遠隔点検では月1回、原則、以下の報告を行うものとする。

起動状態

加速状態

定常走行状態

減速状態

着床状態

8 緊急点検業務等

(1) 受託者は、保守対象のエレベーターに関する事故や故障等の発生に備え、24時間対応できる体制をとる。

(2) 受託者は、各施設の受変電設備自主点検に伴う停電・復電作業に起因し不測の事態が発生した旨の連絡を受けた時は、迅速に対応する。

(3) 受託者は、次のとき、速やかに業務関係者を派遣し、原因調査及び修繕、復旧または応急処置を行う。

ア 監督員等から事故や故障等が発生した旨の連絡を受けたとき

イ 遠隔点検によりエレベーターが故障していることがわかったとき

ウ 遠隔監視により事故や故障等を示す信号を受信したとき

エ 上記以外で受託者が事故や故障等の発生を確認したとき

(4) エレベーター閉じ込め事故等の緊急事態が発生したときは、直ちに(上記(3)の項目の中で最も早い時刻から概ね60分以内。ただし、大規模停電等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない)業務関係者が現場に到着し、迅速かつ適切な処置を行うものとする。

(5) 修繕の実施に費用が発生する場合は、事前にその費用等について監督員と協議する。

(6) 昇降機に事故や重大な不具合が発生した場合において、委託者が特定行政庁に報告する上で、受託者は点検業務者として、必要な協力を行う。

9 業務実施上の注意

受託者は、委託業務履行にあたって、次の事項に注意しなければならない。

(1) J I S等の規格及び関係法令を遵守する。

- (2) 既設設備を破損させないように十分注意する。
- (3) 点検により現状の維持に支障のないように注意し、点検日は事前に監督員と協議する。
- (4) 点検終了後は片付け及び清掃をする。
- (5) 現地での点検は、緊急対応等を除き、原則として次の時間内に行う。実施日は監督員と協議する。平日 9時00分 ~ 16時00分

- 10 安全対策 受託者は、委託期間中に事故等がないように十分な安全対策を行うものとする。
- 11 教育等の協力 (1) 監督員が昇降機の維持管理、長期修繕計画に関する助言を求めた場合は保守点検者の立場として適切な助言を行う。
(2) 関係機関の立ち入り調査等があり、監督員が受託者の立ち会いを求めた場合、受託者は、これに積極的に協力する。
(3) 受託者は、新たな運行に係る技術情報を得た場合は、その内容について速やかに報告する。
- 12 環境配慮への取組み 環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加する。
- 13 成果品の電子納品について 受託者は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書の提出書類一覧表に定める報告書、写真、完成図書を電子データ(PDF形式)で提出すること。また、電子データで提出した場合は、紙面での提出は不要とする。
- 14 その他 この特記仕様書に定めない事項については、必要に応じて受託者、委託者が協議して定めるものとする。

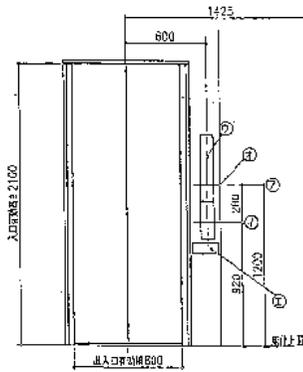
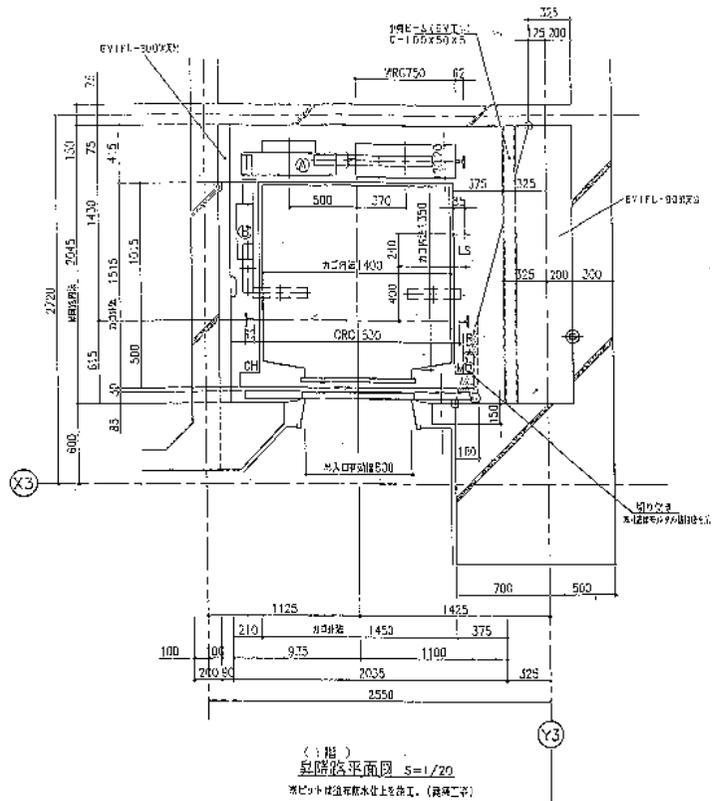
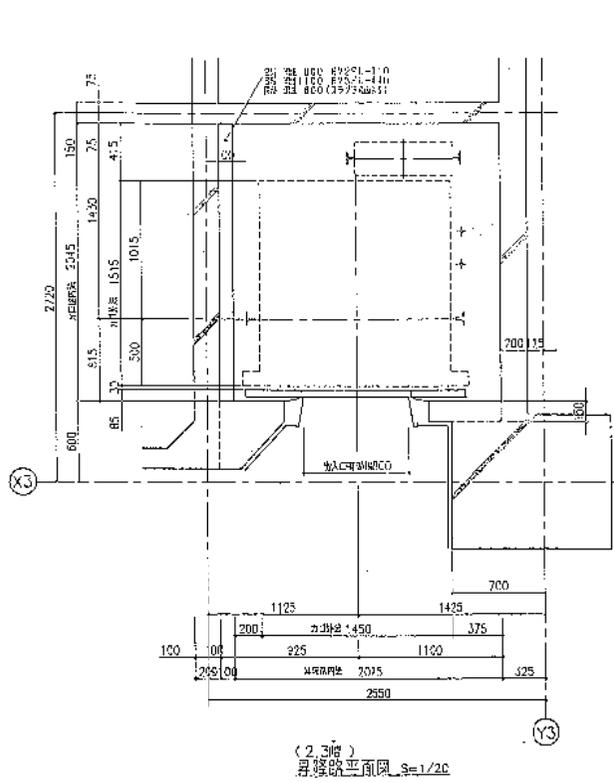
別表

消耗部品一覧

- 1 リレーの接点（動力回路主接点、補助接点等）
- 2 リード線
- 3 ヒューズ類
- 4 階床選択器の可動接点及びテープクリーナ
- 5 カーボンブラシ
- 6 蛍光灯、電球
- 7 非常停止釦のアクリルカバー
- 8 ゴム（戸あたりゴム等）
- 9 ベルト
- 10 油脂類（各種潤滑油、各種潤滑油脂）
- 11 ウェス、サンドペーパー類
- 12 ビス・ナット・ワッシャー

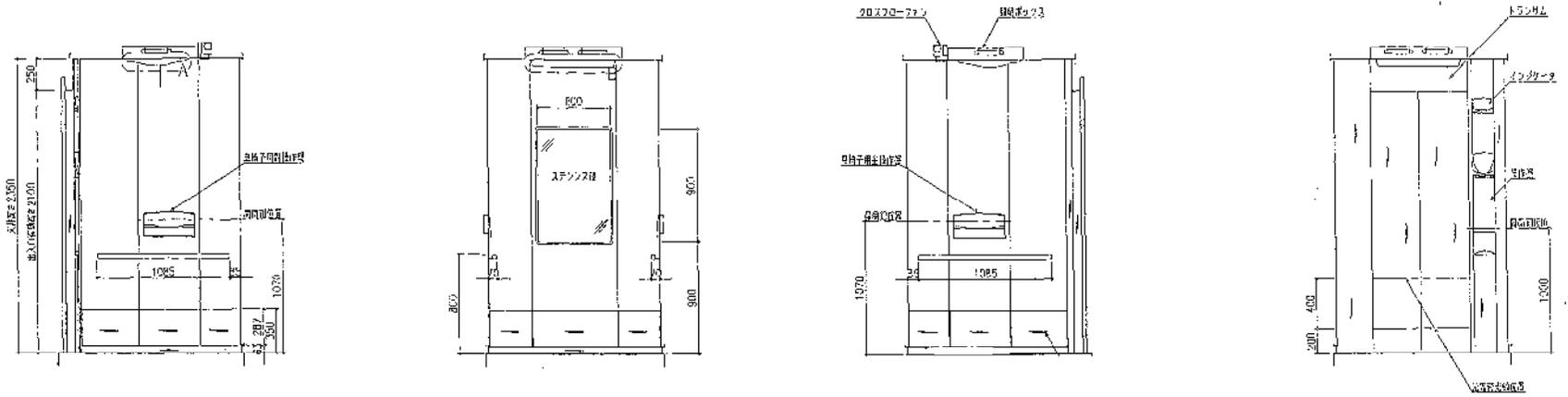
エレベーター保守点検業務委託 図面一覧

図面名	図面番号
新河岸川水循環センター平面図	図番1
エレベーター据付図 その1	図番2
エレベーター据付図 その2	図番3
カゴ内室図	図番4



- ①: 鋼骨構造
- ②: 鉄骨構造
- ③: コンクリート
- ④: 鉄骨構造
- ⑤: 鋼骨構造

図面名 エレベーター据付図 その1 図番 2



図面名 カゴ内室図 図番 4